

商 品 名	後見制度支援貯金
ご 利 用 いただける方	●家庭裁判所が発行した後見制度支援預貯金契約締結の指示書を交付された成年後見人又は未成年後見人 ※保佐人、補助人、任意後見人は対象外です。
預 金 種 類	●通常貯金 ●振替貯金（総合口座取引規定第3条（利用の申込み）第3項により申し込まれた振替貯金に限ります。）
預 入 期 間	●制限はありません。
預 入 金 額	●1円以上1円単位
預 入 方 法	●家庭裁判所が発行する指示書に基づき、ゆうちょ銀行の本支店又は出張所で預入ができます。
払 戻 方 法	●家庭裁判所が発行する指示書に基づき、ゆうちょ銀行の本支店又は出張所で払戻しができます。 ※払戻金は、同一名義の当行通常貯金に預入します。
利 子	●利 率：毎日のゆうちょ銀行の本支店及び出張所並びに郵便局の貯金窓口に表示する通常貯金の利率を適用します。 ●利子計算：1年を365日とする日割計算で、付利単位は10円です。 年2回、3月末及び9月末を区切って、4月1日及び10月1日に利子を元金に加えます。 ●利子課税：20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%） ※通常貯金のご利用の上限額（オートスウィング基準額）を超えた預入金額は振替貯金となり利子は付きません。
料 金	●口座開設料金：11,000円 ※料金には消費税（地方消費税を含みます。）が含まれています。
解 約 時 の 取 扱 い	●家庭裁判所が発行する指示書に基づき、ゆうちょ銀行の本支店又は出張所で解約ができます。
付 加 可 能 特 約 事 項	●家庭裁判所が発行する指示書に基づく取扱いのみとなります。
そ の 他	●当行においては、後見制度支援貯金口座から他の口座への定額自動送金サービスは取扱っておりません。 ●以下の取扱いはご利用いただけません。 ・現金による払戻し ・キャッシュカードの発行 ・ATMの利用 ・この貯金からの電信振替又は振込 ・インターネットバンキングの利用 ・この貯金からの各種料金等の自動支払い ・マル優（少額貯蓄非課税制度）の利用 ・投資信託、国債等の決済口座としての利用 ・自動貸付担保貯金（総合口座取引規定に定める自動貸付担保貯金をいいます。） ・口座貸越サービスの利用

- ゆうちょ銀行の通常貯金のご利用は、法令の定めにより通常貯蓄貯金と合算してお一人さま1,300万円までとなっています。
- この貯金は預金保険の対象であり、ゆうちょ銀行の貯金は、預金保険制度により元本1,000万円までとその利子が保護されます。ただし、振替貯金は預金保険法に定める決済性預金であり、預り金全額が保護されます。
- この貯金には、後見制度支援貯金特約その他関係規定が適用されます。
- 詳しくは、ゆうちょ銀行の本支店又は出張所におたずねください。また、ゆうちょコールセンターでも、商品・サービスに関するお問い合わせ・ご相談を承っております。

ゆうちょコールセンター	
電 話	0120-108420（通話料無料） ※携帯電話等からも通話料無料でご利用いただけます。 ※IP電話等一部ご利用いただけない場合があります。
受付時間	ゆうちょ銀行Webサイトのお問い合わせページでご確認ください。

- ゆうちょ銀行が契約している指定紛争解決機関は次のとおりです。

一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室	
電 話	0570-017109 又は 03-5252-3772
受付時間	9:00～17:00（土・日・休日・12/31～1/3を除きます。）

2021年9月27日現在